

令和元年 第11回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和元年10月10日(木) 午前9時30分～10時00分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(10名)	2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員(2名)	1番 須田貴志 5番 齋藤勝義
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	2番 佐藤 直 3番 須藤孝子
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【1件】
報告第16号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【2件】
議案第41号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】
議案第42号	農地法第4条の規定による使用目的変更の件について ・・・【1件】

- 議案第43号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ……【3件】
- 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ……【10件】
- 議案第45号 にかほ農業振興地か域整備計画変更案に対する意見について ……【1件】
- ◆事務局長 ただ今より、令和元年第11回にかほ市農業委員会総会を開会致します。
はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。
(開会 午前9時30分)
- ◇会長 【 会長挨拶 】
- ◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告いたします。1番須田貴志委員と5番齋藤勝義委員より欠席の届け出がありました。
ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。
- ◇議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
2番佐藤直委員、3番須藤孝子委員の両名をお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

……〈異議なしの声あり〉……
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
- ◇議長 報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書は3頁です。
報告第15号は、永小作権が残る農地であります。今回貸渡人において、隣接地の所有者に売却することとなったため、合意解約するものであります。この内売却は1筆ですが、残存する永小作権を一緒に解除するものであります。
- ◇議長 報告第15号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第15号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、報告第16号農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書4頁です。報告第16号につきまして、議案書に位置図等を掲載しておりませんでしたので、本日追加資料として位置図及び公図を配布しておりますので、よろしく願いいたします。報告第16号農地の転用事実に関する照会が秋田地方務局本荘支局より2件ありました。
報告第16号-1の場所は、院内字藤崎地内の地目が田の農地4筆ですが、いずれも平成10年4月に資材置場の造成を目的に転用申請があったものであり、同年5月に許可されたものでありますので、その旨回答しております。
報告第16号-2は、金浦字中谷地地内の地目が田となっている農地であります。当該地は障害者支援施設 XXXXXXXXXX の敷地の北側に隣接しており、同施設が平成10年に盛土整地を行い建築されたところから敷地の一部として利用されてきた部分について、面積にして1,302.43㎡を分筆し、地目を宅地に変更

するための申請があったことによる照会であります。現地については、小林会長及び事務局職員が状況調査を行い、現況写真・航空写真等により改めて確認した上で非農地と判断し回答しております。

◇議長

報告第16号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第16号-1と2については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第41号農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書5頁です。議案第41号につきましては、譲受人の経営規模拡大に応じて所有権移転するものであります。金額は全部で■■■■円となっております。

受人の経営状況等については、議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第41号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

◇森榮一委員

結構な金額のようですが、場所はどのあたりになりますか。

◆事務局班長

場所は、しいたけ栽培を行っている■■■■の建物がありますが、そこから金浦方面に少し来ると、■■■■さんの牛舎があります。その牛舎に隣接する土地であります。

◇議長

他に、ご質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他にご質問、ご意見ないようですので、議案第41号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第42号農地法第4条の規定による使用目的変更の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書6頁です。議案第42号の場所は、象潟町関字下一ノ沢地内にある地目が畑の農地であります。位置図を議案書13ページ、公図を14頁に掲載しております。こちらの申請については山砂を採取するための運搬路として、申請者が自己所有の農地を利用する目的でありまして、議案書14頁の図面の斜線の部分が転用申請箇所になります。利用面積は322㎡です。

申請地は農用地区域内農地であり農地転用は原則不許可であります。今回の申請は山砂の採取期間、令和3年11月30日を期限に一時的に通路として利用するものであることから、不許可の例外に該当するものであります。

また現地につきましては由利地域振興局職員及び須田貴志委員に確認してもらっております。

◇議長

議案第42号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第42号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定致します。

◇議長

次に、議案第43号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について上程します。議案第43号-1は10番加藤朋光委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、

議事参与の制限に該当しますので退席願います

(10番 加藤朋光委員退席) (午前9時44分)

◇議長

議案第43号-1について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は16頁からとなります。場所は馬場字冬師山地内で、おおよその位置として釜ヶ台集落から南東へ約1.5キロメートル地点の地目が畑の農地であります。位置図と公図を22頁と23頁に掲載しております。

転用目的は、風力発電事業の採算性を確保できる風速が期待できる場所を適地として事業を計画するため、XXXXXXXXXXの農地1,206.53㎡を風速計の設置用地及びその管理用地として借り上げ、造成するものであります。

当該農地は、農用地区域内農地であり、農地転用は原則不許可であります。期間が3年以内の一次的な利用でありますので、農地法の不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員と事務局職員により現地確認を行い、また会長より航空写真等により確認していただいております。説明は以上となります。

◇議長

議案第43号-1の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので議案第43号-1について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定致します。

10番 加藤朋光委員の入室を許可します。

(10番 加藤朋光委員着席) (午前9時47分)

◇議長

次に、議案第43号-2と3について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は25頁からとなります。場所は金浦字花瀧及び吉森地内で、国道7号線と日本海沿岸東北自動車道金浦ICとの交

差点から駅方面に市道金浦43号線沿、約250mほどに位置する地目が田の農地5筆、2,199㎡であります。付近見取図と公図及び土地利用計画図を34頁から36頁に掲載しております。

転用目的は、資材置場造成工事の為の土砂運搬道路及び完了後の資材置場への運搬路用地として利用するためであります。借受人は現在象潟町小砂川地内に資材置場を所有し営業しておりますが、当該地が日本海沿岸東北自動車道の予定ルートに計画されたことから代替地が必要となりまして、丁度、金浦ICに近い場所に纏まった土地を求めることが出来ましたが、当該地は山林であり山を切り崩す等の造成工事が必要で、切り崩した土砂の運搬は市民の生活道路を避けて通行する必要があることから、当該地を道路用地として借り上げ築造するものであります。契約期間は当面10年間となっております。

当該地は都市計画区域のその他地域であり、生産性の低い農地として、農地区分は第3種農地と判断され、許可が認められるものであります。現地につきましては、由利地域振興局職員及び佐藤直委員より確認してもらっております。説明は以上となります。

◇議長

議案第43号-2と3の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので議案第43号-2と3について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定致します。

◇議長

次に、議案第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が10件でありまして、全て賃借権の再設定で、総面積は30,828㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

◆事務局長

それでは議案書37頁からであります。

議案第44号-1と2は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第44号-3と4は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-5から10は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。説明は以上です。

◇議長

議案第44号-1から10までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第44号-1から10について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第44号-1から10について原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第45号にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書44頁です。議案第45号は、農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、目的は屋内運動施設用地造成のためであります。申請地は、黒川字三嶽新田■■■■と■■■■番の地目が田で、面積は1,409㎡でありまして、49頁に位置図を掲載しております。

また、議案書48頁に農用地利用計画変更要件検討表を掲載しておりますが、申請地は平成4年から平成13年まで県営ほ場整備事業が行われた農地ではありますが、事業完了後8年以

上経過しておりますので、農振除外要件を満たしていることとなります。また申請地の南側、東側は市道で、西側は原野及び森林であり、農用地の集団化に支障をおよぼすおそれもないと判断されます。一方、変更理由であります屋内運動施設用地のほとんどが原野、森林であり、当該申請地を含む周辺一帯を使用する計画であることから、当該地は計画上必要不可欠な土地であり、除外規模としても適当であると判断しているところであります。また他の候補地についても比較・検討しておりますが、面積や位置等の要件を満たす用地がなく、除外に伴う周辺への影響もないことから当該地を選定したということであり、説明は以上となります。

◇議長

議案第45号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◆事務局班長

質問は無いようですが、補足説明を行います。これまでは農振除外に伴う農振計画変更の後に、転用申請があがってくるというパターンでしたが、今回の場合は転用の許可が必要としない事案となりますので、この後、転用の申請はあがってこないこととなります。それは今回の屋内運動施設は、市が建設する施設であるためです。転用許可が必要としないものとして、道路等もそうですが、土地収用法に基づく事業については、転用許可は必要ありません。今回の屋内運動施設の建設については、土地収用法の手続きを経て実施するわけではありませんが、本来土地収用法に基づく施設に該当しますので、農地法第5条の第7項及び農地法施行規則第53条第5項により転用許可を受ける必要がないということになります。以上で、補足説明を終わります。

◇議長

ご理解いただけましたでしょうか。簡単にいうと、道路などを作る場合と同列ということです。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等無いようですので、議案第45号については変更案に同意することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に

異議ない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時05分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和元年10月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 2 番

委 員 3 番
